

令和3年第4回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	令和3年11月22日					
招集年月日	令和3年11月26日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年11月26日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	令和3年11月26日午前10時25分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤 克典	○
	2	阿部 吉衛	△	9	木村 洋子	○
	3	吉川 淑子	○	10	関 清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田 龍寿	○
	5	菊地 光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢 一成	○	13	阿部 幸一	○
	7	山崎 泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	10番 関 清貴		11番 横田 龍寿	12番 坂本 正		
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	武藤 嘉宜		書記	黒沢 和也	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	福士 雅子	○
	副町長	甲斐谷 芳一	○	健康子ども課長	濱 登新子	○
	技監	赤石 広秋	○	建設課長	佐々木 義之	○
	技監	高橋 慎一	○	都市計画課長	鳥居 義光	○
	総務課長	昆 健祐	○	上下水道課長	中屋 佳信	○
	危機管理主幹	佐々木 克博	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	佐藤 篤人	○	教育長	佐々木 茂人	○
	政策企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼 学校教育課長	芳賀 道行	○
	会計管理者兼 税務課長	古 舘 隆	○	生涯学習課長	加藤 紀彦	○
	農林課長	佐々木 幸博	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	川口 徹也	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和3年第4回山田町議会臨時会議事日程

令和 3年11月26日（金）午前10時開会

・開 会

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 報告第12号 1 災569号河川災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告について

日 程 第 4 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日 程 第 5 議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 3年11月26日

令和3年第4回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、令和3年第4回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている方は、2番、阿部吉衛君であります。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また、報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、10番、関清貴君、11番、横田龍寿君、12番、坂本正君、以上3名を指名します。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、報告第12号 1災569号河川災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（鳥居義光）

報告第12号 1 災569号河川災害復旧工事の請負変更契約の専決処分の報告についてその概要をご説明申し上げます。

本工事は、令和2年第3回山田町議会定例会において議案第67号として議決をいただき、請負金額7,370万円で富山建設有限会社が施工している準用河川長内川の災害復旧工事であります。

今回の変更は、各工区のコンクリートブロック積み工について護岸取り壊し後の現地精査により数量変更したほか、工事用道路の整備など仮設工の一部を減工したことによるものです。また、長雨等による河川の出水により工事中断を要したことなどから、工期を延長したものです。

それでは、各工区の変更の概要を説明いたしますので、資料2の1を御覧ください。工種が変更となる箇所を赤色で表示しております。1工区の変更は、左岸側の施工箇所①において、復旧延長0.5メートル減の65メートル、護岸施工面積4平方メートル減の226平方メートル、右岸側の施工箇所②においては、護岸施工面積1平方メートル減の127平方メートルとなっております。また、兩岸の工事用道路整備による仮設工の一部を減工しております。

次に、資料2の2を御覧ください。2工区は、左岸側の施工箇所③において、復旧延長0.3メートル減の35メートル、護岸施工面積1平方メートル減の115平方メートルとなり、左岸側の工事用道路整備による仮設工を減工しております。

次に、請負契約についてですが、資料1を御覧ください。工期については、令和2年9月23日から令和3年10月12日までを、令和3年11月26日まで45日間延長し、請負金額については、変更前の請負金額7,370万円から消費税込み金額295万4,600円を減額した金額7,074万5,400円で、去る10月5日に請負変更契約を締結したものであり、11月26日の完成予定の工事であります。

以上、報告としますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

この工事で台風のときに被害を受けたところは直ったわけですが、そこはある流量が流れるようになったのですけれども、その下流側なのですけれども、消防の屯所がある付近までは、そこまでの川が、昔からなのかどうか、川が浅いのです。そして、あまり流量が、流れない状態なので、ここがよくなっても大雨が降るとその下流からあふれる心配があると思うのですけれども、そちらのほうのしゅんせつの予定があるのかどうかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

この内容でないので、もし答弁ができるのであれば答弁求めますけれども、答弁ができなければ6番議員の質問に対しては、この内容でないので、別の機会に質問をお願いします。答弁ありますか。建

設課長。

○建設課長（佐々木義之）

長内川のしゅんせつにつきましては、令和4年度に行うことで、現在設計の作業に入っているところでございますので、少々時間をいただければと思います。

○6番黒沢一成議員

了解しました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第12号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてその提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

令和3年8月10日に人事院から国会及び内閣に対し、公務員給与の改定の勧告がなされました。その内容は、月例給については、民間給与と公務員給与の比較において格差が極めて小さいことから、改定は行わないことが適当と判断されたところであり、また、特別給については、民間の年間支給月数が職員の年間支給月数を下回っていることから、支給割合の均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.15月分引き下げ、現行4.45月を4.30月とするよう勧告がなされたところであり、一方、岩手県人事委員会においては、同年10月12日に県議会及び知事に対し職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたところであり、県においても、県内の民間給与と職員給与を比較したところほぼ均衡していることから、月例給の改定は行わないことが適当と判断されたところであり、また、特別給については、民間の年間支給月数が職員の年間支給月数を下回っていることから、国と同様に、職員の年間支給月数を0.15月分引き下げ、現行4.45月を4.30月とするよう勧告がなされたところであり、このような状況を踏まえ、本町においては給与改定の勧告に基づく県の例に準じ、期末手当の支給月数を改定するため、関係条例を改めようとするものです。

それでは新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。アンダーラインを引いているところが、改正しようとする箇所であります。資料1を御覧ください。条例第1条による改正は、一般職の職員

の給与に関する条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。第20条第2項は令和3年12月に支給する期末手当の支給割合についての改正で、再任用職員以外の職員の支給月数100分の130を100分の115に、同条第3項中、再任用職員の支給月数100分の72.5を100分の62.5に、それぞれ改めようとするものです。

資料2を御覧ください。条例第2条による改正も、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第20条第2項は令和4年6月期以降の期末手当の支給割合についての改正で、条例第1条において引き下げた年間支給月数分を6月と12月の支給月数に均等配分し、再任用職員以外の職員の支給月数を100分の122.5に、同条第3項中、再任用職員の支給月数を100分の67.5に、それぞれ改めようとするものです。

資料3を御覧ください。条例第3条による改正は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正し、公布の日から施行しようとするものです。第8条第2項は12月に支給する特定任期付職員に対する期末手当の支給月数100分の167.5を100分の157.5に改めようとするものです。

資料4を御覧ください。条例第4条による改正も、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第8条第2項は令和4年6月期以降の特定任期付職員に対する期末手当の支給割合についての改正で、条例第3条による改正において引き下げた期末手当の年間支給月数分を6月と12月に均等配分し、支給月数を100分の162.5に改めようとするものです。

資料5を御覧ください。条例第5条による改正は、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第12条第2項は令和4年6月期以降の会計年度任用職員に対する期末手当の支給割合についての改正で、支給月数100分の130を100分の122.5に改めようとするものです。

次に改正本文2ページを御覧ください。附則であります。第1項ではこの条例は公布の日から施行し、ただし第2条、第4条及び第5条の規定については、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第2項はこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。9番。

○9番木村洋子議員

期末手当の引き下げということなのですが、今年はコロナの対応、あとワクチンの関係で非常に職員が大変だったと思うのです。そういう時期に、こういうふうに期末手当を下げるということが、非常に、どうなのかなっていうところがあります。ほかの自治体では、今年でなく来年に持ち越しっていうところもありますけれども、そういうところが話されなかったのかどうかと、あと任期付

職員の方々の場合は、初めに条件が示されての採用になりますけれども、このように途中での変更というのはどうなのでしょう、そこら辺はどういうふうになっているのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

まず今回の人事院勧告等に基づく基本的な考え方ということでございますが、町はこれまで県に準拠して給与改定をしてきたという経過がございます。今回も基本的にはそのような考え方で県の例に準じるという判断をしております。ご指摘のとおり、今年度コロナに伴ういろんな業務に職員も携わっているわけですが、基本的には様々な受け止め方があるとは承知しておりますけれども、基本的には県の例に準じて改定をさせていただきたいというご提案になりました。それから任期付職員等についても、基本的には給与の均衡の原則という大原則がございますので、これにのっとり同じように改定させていただくという考えに至っております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

町の考えはそのとおりなのですが、ですから、今年は本当に民間よりも役場が一番大変だったと思うのです。民間はもちろん大変なのですが、役場の指示があつてこそ民間も動けるわけであつて、非常に今までとは違う状況があつたと思うのです。ですから、こういう大変な状況なのにながら下がっていく部分が、とても私は役場の職員の皆さんに対して、担当職員以下皆さんが大変だったと思うのです。ですから今年は、やはりそれはしないのではないかと思います。県内でもほかの自治体で、やはりこれは今年ちょっとということで、来年に移行したところがありますので、そういうところを考えてくださらないのかどうか、そこら辺をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

まずこういったコロナ禍の影響がある中で、国家公務員の給与改定についても国のほうでは議論したようでございます。ですが、最終的には人事院の勧告を受け入れるというようなことで決定をしているようでございます。そういった考え方もある中で、町としてもそのようなことは、検討はいたしました。いたしましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり県の人事委員会の勧告に沿って、県が回答した考え方に準じるということで決めております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

その任期付職員の方々の変更というのは、最初にこういうふうな条件がある、状況があるということ、条件で示されてからの任用になると思うのですが、そこは特に問題は出てこないわけなのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

まず採用時点で、そういった給料のほかに手当の支給になるということは周知の上で採用等をしているわけでございます。こういった人勧等に基づく給与改定も、その年によって民間との均衡を図るために上がったり下がったりするものでございます。ですから任期付職員についても同様の考えをしなければならぬのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（昆 健祐）

議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてその提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。今回の改正は、議案第65号でご説明申し上げました給与改定の勧告に基づく県の例に準じ、期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。アンダーラインを引いているところが、改正しようとする箇所であります。資料1を御覧ください。条例第1条による改正は、期末手当の改正で、公布の日から施行しようとするものです。第10条第2項は12月に支給する期末手当について100分の167.5を100分の157.5に改めようとするものです。

資料2を御覧ください。条例第2条による改正も、期末手当の改正で、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第10条第2項は条例第1条による改正において引き下げた期末手当の支給月数分を6月と12月に均等配分し、支給月数を100分の162.5に改めようとするものです。

次に改正本文を御覧ください。附則であります。第1項ではこの条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定については、令和4年4月1日から施行しようとするものです。第2項はこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時25分閉会